

幼児教育・保育の無償化

問合せ

保育課

812-2552

3歳～5歳児の全ての子ども及び0歳～2歳児の非課税世帯の子どもが幼児教育・保育の無償化の対象です。(下記のとおり、条件や月額の上限額あり。)

	認可保育所・認定こども園(2・3号)等	施設型給付幼稚園・認定こども園(1号)		私学助成幼稚園		認可外保育施設等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3歳～5歳児	○	○	○(※) (11,300円)	○ (25,700円)	○(※) (11,300円)	○(※) (37,000円)
満3歳児 <small>(3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)</small>	/	○	×	○ (25,700円)	×	/
市民税非課税世帯の満3歳児 <small>(3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)</small>	/	○	○(※) (16,300円)	○ (25,700円)	○(※) (16,300円)	/
0歳～2歳児 (市民税非課税)	○	/	/	/	/	○(※) (42,000円)

※無償化に当たり、保育の必要性の認定が必要 ※()内の金額は月額の上限

認定(施設等利用給付認定)の手続きについて

1 保育施設別の必要手続き

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、『施設等利用給付認定』が必要です。

- 施設型給付幼稚園・保育所・認定こども園・障害児通所施設を利用する子どもは手続きは不要です。
- 私学助成幼稚園を利用する子ども認定(施設等利用給付認定)が必要です。
- 私学助成幼稚園又は認定こども園(1号)に在籍されている方で預かり保育を利用する子ども保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)が必要です。
- 認可外保育施設等を利用する子ども保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)が必要です。

※認定を受けていない状態で利用したサービスは無償化の対象となりませんので、必ず、事前に認定を受けてください。

2 申請の手続き

必要書類

①私学助成幼稚園を利用する子ども

- 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)
- 申請子どものマイナンバーが確認できるものの写し(例:個人番号(通知)カード)
- 申請子どもの本人確認ができるものの写し(例:個人番号カード等)

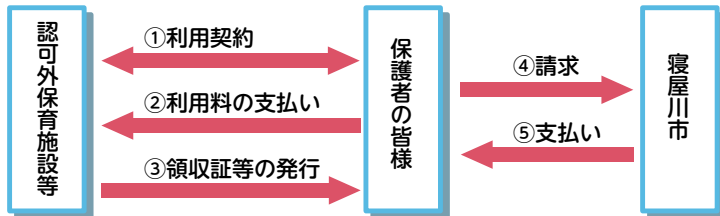
②私学助成幼稚園及び認定こども園(1号)にて預かり保育を利用する保育の必要性のある子ども、並びに保育の必要性のある認可外保育施設等を利用する子ども

- 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)
- 保育の必要性が分かる書類(例:就労証明書・診断書等)
- 保護者のマイナンバーが確認できるものの写し(例:個人番号(通知)カード)
- 保護者の本人確認ができるものの写し(例:運転免許証、個人番号カード等)

請求の手続きについて

一旦、利用料を認可外保育施設等に支払い、市に請求することで、当該利用料の給付を受けることができます。私学助成幼稚園・保育所・認定こども園を利用する子どもは手続き不要です。認可外保育施設等・私学助成幼稚園又は認定こども園（1号）の預かり保育を利用する子どもは下記のとおり請求してください。

1 請求の流れ



2 提出書類

- ①施設等利用費請求書（償還払い用）
- ②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書
- ③特定子ども・子育て支援提供証明書
- ④活動報告書（ファミリー・サポート・センター事業のみ）

3 請求書の提出期限等

支払いは年4回（2月、5月、8月、11月）です。

下記の区分で3か月分毎に在籍する幼稚園又は認定こども園（認可外保育施設等を利用の場合は、保育課）に提出し、請求してください（1回の請求書で3か月分を請求）。

請求書の提出が遅れた場合、支払いが遅れることがあります。

施設等の利用月	請求書の提出期限 ※1	支払日
10、11、12月	1月15日	2月下旬
1、2、3月	4月15日	5月下旬
4、5、6月	7月15日	8月下旬
7、8、9月	10月15日	11月下旬

※1…15日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌開庁日

ただし、希望される方は、1か月毎に保育課に請求書等を提出（郵送可）いただくことで、提出月の翌月末に利用料を支払います。

施設等の利用月	請求書の提出期限 ※1	支払日
利用月	利用月の翌月15日	提出月の翌月末

4 提出先

寝屋川市こども部保育課（郵送可）

〒572-8533 寝屋川市池田西町28番22号 保健福祉センター2階

※私学助成幼稚園・認定こども園（1号）に在籍する方は、在籍施設に請求書を提出してください。

その他

私学助成幼稚園給食の副食費について、世帯年収がおおむね360万円未満の世帯の子どももしくは、小学校3年生までの子どもを数えて第3子以降の場合は、減免の対象となります。月額4,700円を上限に無償になりますので、詳細は在籍する幼稚園または保育課にお問い合わせください。